



後期高齢者保険証・各種受給者証の更新時期です

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。

■後期高齢者保険証

75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。申請は不要です。

●保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、後期高齢者医療制度に加入した初年度や受給している年金額によって差し引きできないなどの理由により、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となる場合があります。



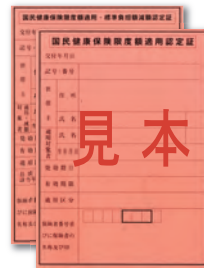
■国保限度額適用認定証

国民健康保険の被保険者で、入院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。

●申請手続きをお忘れなく

引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証」を使用する場合は、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。

申請の際は、▶保険証▶世帯主と交付を希望する人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの▶手続きする人の本人確認書類一などが必要です。詳しくは本館国保医療課へお問い合わせください。



■国民健康保険高齢受給者証

70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。

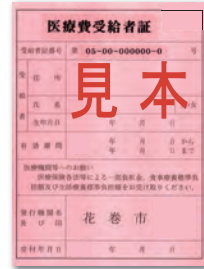
8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。申請は不要です。



■医療費受給者証

子ども(高校生などまで)、重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。

所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日まで郵送します。※未申告などにより令和6年度の所得が確認できない場合は、受給者証が交付できませんので、本館国保医療課へお問い合わせください



＊12月2日以降、現在の紙の保険証は廃止されます。ただし、12月1日時点でお手元にある保険証などは、記載されている有効期限まで使用することができます。詳しくは改めて、広報はなまきや市ホームページなどでお知らせします

【問い合わせ】

▷本館国保医療課〔☎41-3583 医療費受給者証については(☎41-3584)へ〕
▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

マイナンバーカードを健康保険証として使うことができます！



マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をすると、健康保険証がなくても医療機関を受診することができます。

また、国保限度額適用認定証の申請をしなくても、限度額を超える支払いが免除されるなど、さまざまなメリットがあります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※医療費受給者証は引き続き、医療機関窓口での提示が必要です



国民年金保険料の納付が困難なときは… 上手に活用しよう「免除・納付猶予制度」

■国民年金って？

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、世代を超えて支え合う制度です。

本年度の国民年金保険料は、月額16,980円です。

■納めることが難しいときは…

経済的な事情などにより国民年金保険料を納めることが難しいときは、申請して承認されると納付が免除または猶予される制度があります。

この制度を活用せずに、国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金だけでなく、障がいの状態になったときの

障害基礎年金なども受けられない場合があります。免除・納付猶予制度を上手に活用しましょう。

生活に余裕ができたなら「追納」を

免除や納付猶予が承認されると、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。

そこで、当時の保険料を10年前までさかのぼって納めることができる追納制度を利用することで、免除・納付猶予制度を活用せずに保険料を納めた場合と同じ老齢基礎年金額を受け取ることができます。

国民年金保険料の「免除」制度

本人、配偶者、世帯主、それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、国民年金保険料の全額または一部が免除されます。

また、免除の所得基準を超えていても、退職や失業などにより国民年金保険料の納付が困難になったときは、特例で免除を受けられる場合があります。

■一部免除が承認された場合

一部免除には、所得に応じて▶4分の3免除▶2分の1免除▶4分の1免除一の3種類があります。

例えば4分の3免除の場合、残りの4分の1を納付する必要がありますが、これが未納のままだと年金を受けられない場合があります。

電子申請もできます！

国民年金保険料の免除・納付猶予申請をはじめ、国民年金に関する電子申請は、マイナポータル(＊)から行うことができます。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。

マイナポータルを利用することで、スマートフォンやパソコンで簡単に申請書を作成することができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



＊国が運営する、行政手続きのオンライン窓口です。電子申請ができるほか、行政機関からのお知らせを受け取ることができます

国民年金保険料の「納付猶予」制度

■納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者のそれぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます。

■学生納付特例制度

前年の所得が一定基準以下の大学生などは、申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※これらの制度は原則、申請日より2年1カ月前までさかのぼって申請できます

■申請の受付期間

- 免除・納付猶予制度…令和6年度分(7月分～令和7年6月分)の申請は、7月から受け付けています。
- 学生納付特例制度…令和6年度分(4月分～令和7年3月分)の申請は、4月から受け付けています。

【問い合わせ・申請】

▷本館国保医療課(☎41-3585)
▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)
▷ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)
▷花巻年金事務所(☎23-3351)